

之合ノ下ニ会社ヨリ退職手当金並和解費トシテ十三万  
 余ヲ受領午前上時退暑ヤルカ翌上日午後九時半ヨリ  
 支部事務所ニ於テ班長會議ヲ開催(出席者約五十  
 名)之ガ分配方法ニ関シ協議ヲ遂ケタルカ意見見續出シ  
 決定スルニ至ラサルヲ以テ此善一ヨリ次ノ如キ案ヲ  
 案表同案ニ依リ分配額算出スルコト、トシタリ

- 一 総 額 十三万 余
- 一 争議基金 三万 余
- 一 退職手当金 三万二千 余 余 (金額ニ於テ案表ニ)
- 一 家族見舞金 標準優待ノ八割ニ至ル日額  
ヲ東シタル額 全 員
- 一 解雇者ニ対スル手当 十万余ヨリ退職手当並亦標準見舞金ヲ控除スル  
額ノ二カノ一
- 一 勤続手当 前記残額ノ二分一ヲ標準優待金ニ勤続年  
數ヲ東シ其ノ積ニテ除クタル額
- 一 特別手当 残額(家族事情ヲ斟酌ス)

而シテ其ノ支拂方法同時ニ未タ確定セサルモ他ノ意向  
 トシテハ残留者ニハ即時支拂ト退山者ニハ内余トシテ  
 貸シ下山ノ折皆済スル様取ナリ

(三) 争議団側ニ於テハ七月十日午後四時三十分ヨリ全五  
 時三十分迄争議団本部ニ於テ班長會議(出席者四十  
 五名)ヲ開催池善ニヨリ会外側従業員トノ融合  
 方ニ注意意シ解團式迄ハ一般争議団名ハ精練  
 所下ノカランダ地均上事ヲナシテハ如何ト語リタルカ  
 一同賛成翌日ヨリ作業ヲ開始スルコトハナリタルヲ  
 以テ争議団員約四百名ハ翌十一日午前七時ヨリ本  
 部員池田村、林ノ現場監督ノ下ニ作業ヲ開始午  
 后二時半終了ナリ

(三) 争議団側ニ於テハ七月十二日午前八時四十分全員ヲ現